

訴 状

2012年3月14日

大阪地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 井 戸 謙 一

弁護士 吉 原 稔

弁護士 吉 川 実

弁護士 高 橋 典 明

弁護士 永 芳 明

弁護士 渡 辺 輝 人

弁護士 高 橋 陽 一

弁護士 石 川 賢 治

弁護士 向 川 さ ゆ り

弁護士 石 田 達 也

原 告 ら の 表 示 別紙原告目録記載のとおり
原告代理人の表示 別紙原告代理人目録記載のとおり

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告 国
上記代表者法務大臣 小 川 敏 夫
処 分 庁 経済産業大臣枝野幸男

(送達先) 〒540-8544 大阪市中央区谷町2丁目1番17号

大 阪 法 務 局

大飯原子力発電所3号機、4号機に関する定期検査終了証交付差止請求事件

訴訟物の価額 160万円
貼用印紙額 1万3000円

請 求 の 趣 旨

1 被告の処分庁経済産業大臣枝野幸男は、関西電力株式会社に対し、平成23年3月福島第1原子力発電所事故を踏まえて発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針及びその補完指針、並びに発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年6月15日通商産業省令第62号）が改定されるまでの間、同社の大飯原子力発電所3号機、4号機に関する定期検査終了証を交付してはならない。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

請 求 の 原 因

第1 当事者

- 1 原告らは滋賀県あるいはその周辺諸府県に居住しており、関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）大飯発電所3号機（以下「大飯3号機」という。）及び4号機（以下「大飯4号機」という。）において過酷事故が発生すれば、放射能によって生命身体等に対して取り返しのつかない被害を受ける危険性に曝されている者である。
- 2 被告国は、我が国における原子力行政を推進しているものであるが、原子炉や原発の安全性を確保するために、処分庁をして安全対策を推進させ、国民の安全と生活を守る責任を有している。
- 3 処分庁は電気事業法施行規則第93条の3により関西電力に対し定期検査終了証を交付する権限を有している。

第2 大飯3号機、4号機をめぐる最近の状況

- 1 大飯3号機は、2011年3月18日から、大飯4号機は、同年7月22日から、それぞれ定期検査中である。
- 2 経済産業大臣は、福島第一原発事故後の2011年3月30日、各電力事業者に対し、緊急安全対策の実施を指示した（甲1）。更に、政府は、同年7月11日、原子力安全委員会の要求を受け、ストレステストを参考にした安全評価（以下「日本版ストレステスト」という。）を実施すること、一次評価と二次評価を実施し、一次評価では、定期検査で停止中の原子力発電所について運転の再開の可否について判断することを決定し（甲2），原子力安全・保安院は、同月21日、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた既設の発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価に関する評価手法及び実施計画」を定めた（甲3）。
- 3 その後関西電力は、日本版ストレステストを実施し、原子力安全・保安院に対し、2011年10月28日に大飯3号機について、同年11月17日大飯4号機について、それぞれ一次評価を報告した。同保安院は、2012年2月13日、大飯3号機、4号機についての評価を終了し、同日、関西電力の安全

評価がいずれも妥当であるとの評価結果を取りまとめ、その旨原子力安全委員会に報告した。（甲4）

4 報道によると、原子力安全委員会は、原子力安全・保安院がした上記評価の妥当性についての審査結果を2012年3月末までに取りまとめる見通しであるとのことである。（甲5）

5 原子力安全委員会が、原子力安全・保安院の上記評価結果の妥当性を確認した場合、経済産業大臣が定期検査終了証を交付し、地元首長が再稼働に同意すれば、大飯3号機、4号機の再稼働のためのすべての条件が整い、関西電力は、いつでもこれらを再稼働できることとなる。そして、関西電力は、大飯3号機、4号機について、早期の再稼働を目指している。

第3 定期検査終了証交付の処分性

1 定期検査制度の概要

(1) 事業用電気工作物（引用者注 当然、発電用原子炉も含まれる。）を設置する者は、事業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。技術基準は、事業用電気工作物が、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにするよう定められなければならない。経済産業大臣は、事業用電気工作物が上記技術基準に適合していないと認めるときは、事業者に対し、事業用電気工作物の修理、改造、移転、一時使用停止、使用制限を命じることができ（以下「技術基準適合命令」という。），この命令又は処分に違反した者（ただし、原子力発電工作物の場合）は、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、又はその併科に処せられる。（電気事業法39条1項、2項1号、40条、116条2号）

(2) 特定電気工作物（引用者注 発電用原子炉も含まれる）を設置する者は、定期に、事業者検査を行わなければならない。この検査においては、その特定電気工作物が経済産業省令で定める技術基準に適合していることを確認しなければならない。（電気事業法55条1項、2項）

- (3) 特定重要電気工作物（引用者注 発電用原子炉も含まれる。）を設置する者は、経済産業大臣が行う定期検査を受けなければならない。定期検査を受けようとする事業者は、定期検査申請書を希望する検査開始日の1月前までに提出しなければならない。定期検査は、定期事業者検査に電気工作物検査官が立ち会い、又はその定期事業者検査の記録を確認することにより行う。定期検査は、検査項目に応じて、経済産業大臣と独立行政法人原子力安全基盤機構とが分担して実施する。定期検査の対象となる事項は、電気事業法施行規則90条の2第1号から第5号に記載されているが、このうち、5号は、「通常運転時における総合的な性能に関する定期事業者検査に係る事項」とされ、これは、いわゆる「総合負荷性能検査」又は「調整運転」を定めたものである。定期検査は、前回の定期検査が終了した日以降、13か月を超えない時期に受けなければならない。この「13か月」の始期は、定期検査終了証に記載された検査終了日である。定期検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金、又はその併科に処せられる。（電気事業法54条1項、2項、117条の2第3号、同法施行規則90条の2、91条、93条1項、93条の4）
- (4) 経済産業大臣は、定期検査を終了したと認めたときは、定期検査終了証を交付する。（電気事業法施行規則93条の3）
- (5) 電気事業法39条1項に基づき、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」（以下「技術基準省令」という。）が制定されている。技術基準は、詳細設計における要求事項を規定したものであり、設置者が設備を維持しなければならない基準であるとともに、原子炉の工事計画認可、使用前検査、定期検査、定期安全管理審査に当たっての審査・判断基準として定められているのである。（甲6）
- (6) 技術基準省令は、自然現象（地すべり、津波、基礎地盤の不動沈下等）からの防護措置（4条）、火災による損傷の防止措置（5条）、耐震性（6条）等原子力発電所が過酷事故を起こさないために重要な事項について基準を定

めている。

(7) 以上のように、定期検査は、原子炉等が技術基準に適合しているか否かを確認するために刑罰の強制力をもって行われ、経済産業大臣は、原子炉等が技術基準に適合していないと認めるときは、技術基準適合命令を発して適合していない原子力発電所が運転されることを防止し、適合していないものではないと判断したときは、定期検査を終了し、事業者に対し、定期検査終了証を交付するのである。

2 定期検査終了証交付の法的性質

(1) 1の事実によれば、次のようにいいうことができる。

① 定期検査終了証の交付は、それ自体は、当該原子炉等に技術基準に適合していないと認める点が発見されなかつたという結果に基づき、定期検査の終了を通知する趣旨の文書であり、その法的性質は「観念の通知」である。

② しかし、行政庁が行う観念の通知であつても、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものは、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当する。そして、次の事実によれば、「定期検査終了証の交付」は、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当するといふべきである。

a 定期検査終了証の交付は、電気事業法施行規則93条の3に規定されていて、法的根拠を有する。

b 定期検査は、定期検査申請書の提出によって開始し、定期検査終了証の交付によって終了する。定期検査終了証の交付は、定期検査申請に対する応答という性質を有する。

c 事業者は、定期検査において原子炉の運転を停止することを明示的に義務付けられているものではない。しかし、定期検査の対象とされている事項には、原子炉圧力容器本体の漏洩検査、再使用する燃料体の外観

検査等が含まれる（電気事業法施行規則90条の2第2項）から、運転を停止することが当然の前提となっている。その後、事業者が原子炉を稼働するのは、「総合負荷性能検査」の段階であるが、これは、あくまで定期検査の一環としての稼働であって、営業運転としての稼働とは厳然と区別される。原子力安全・保安院は、平成23年7月11日、当時泊原発3号機と大飯原発1号機が約4か月にわたって調整運転を続いていることについて、「法令上問題がある可能性がある。」と指摘した（甲7）が、これは、被告においても、定期検査終了証交付前の調整運転と交付後の営業運転を明確に区別していることを示している。

- d 事業者としては、定期検査終了証の交付を受けてはじめて営業運転としての原子炉稼働が法的に可能になるのであるから、定期検査終了証の交付は、事業者に対し、営業運転のために原子炉を再稼働させができる地位を与えるものである。また、定期検査終了証の交付は、これによって事業者に対し、今後13か月間、定期検査を受けることなく原子炉の運転を続けることができる地位を与えるものもある。
- e 経済産業大臣が定期検査の結果、技術基準に適合していないと認めて技術基準適合命令を発したとき、納得できない事業者は、これを取消訴訟で争うことができる。しかし、経済産業大臣が定期検査終了証を交付せず、技術基準適合命令の発出もしない場合、事業者の権利救済を図るために、定期検査終了証の交付に定期検査申請に対する応答処分性を肯定し、事業者に対し、不作為の違法確認の訴え及び申請型の義務付け訴訟を提起することを認める必要がある。

第4 原告適格

- 1 原告らは滋賀県民及びその周辺の府県民である。大飯原発と滋賀県の県庁所在地である大津市中心部とは約60kmしか離れていない。滋賀県全域が、大飯原発から30km～90kmに位置する。原告らの住居は、すべてが大飯原発から2

0.0 km以内に位置する。

- 2 福島第一原発事故（以下「本件事故」という。）では、福島第一原発から約30 kmから50 kmの距離にある飯館村が計画的避難地域に指定され、約60 kmに位置する伊達市内では特定避難勧奨地点が指定され、同じく約60 kmに位置する福島市内でも高濃度の放射能が測定された。約100 kmから200 km離れた栃木県内や群馬県内でも、平成23年11月5日現在ですら、空間線量が0.2 μ シーベルト／時を超える地域が広がっている（甲8）。空間線量が0.2 μ シーベルト／時を超えると、1年間の被ばく量は、実用発電用原子炉の設置、運転に関する規則（昭和53年12月28日通商産業省令77号）1条2項6号、8条3号、同規則の規定に基づく線量当量限度等を定める告示（平成13年3月21日経済産業省告示第187号）3条1項1号等によって一般公衆の被ばく限度として定められている1ミリシーベルトを優に超える。
- 3 本件事故の結果を見れば、大飯3号機、同4号機で過酷事故が発生すれば、原告らの居住地域は、高濃度の放射能に汚染される可能性が強い。まして、それが冬期であれば、北西の季節風に乗って、放射性プルーム（いわゆる放射能雲）は、わずかな時間で近江盆地に達し、そのとき雨や雪が降っていれば、膨大な放射性物質をその大地や近畿の水がめである琵琶湖に降下させる結果になる。その場合、原告らは、生命、身体、健康が害され、生存のための条件である大気、土壤、水を汚染されるという深刻な人格権侵害を被ることになる。
- 4 電気事業法39条2項1号は、技術基準省令は、事業用電気工作物が人体に危害を及ぼさないように定めなければならないと定めている。そして、原発がいったん過酷事故を起こした時の被害の広範さ、深刻さに鑑みると、ここにいう「人体」とは、事業用電気工作物施設で働く労働者の人体のみならず、周辺住民の人体も含まれることは明らかである。すなわち、経済産業大臣は、当該原子炉が技術基準に適合していると認めるのでなければ、定期検査終了証交付処分をしてはならないのであるが、法律が発電用原子炉に技術基準との適合を求める趣旨の一つは、周辺住民の人体を保護することにあり、これは、単に公

衆の生命、身体の安全、環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、原子炉施設周辺に居住し、事故がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体、健康等の人格的利益を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するべきである。

なお、電気事業法の上記条文と目的を共通にする法律として、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）24条1項3号、4号がある。これは、原子炉設置許可処分の要件として、申請者に原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること及び原子炉施設の位置、構造等が災害の防止上支障がないものであることと定めたものである。最高裁は、これらの条項は、周辺住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと判示して、動力炉・核燃料開発事業団（当時）が福井県敦賀市に建設を予定していた高速増殖炉原型炉「もんじゅ」から29kmないし58kmに居住していた住民について、もんじゅの設置許可無効確認訴訟の原告適格を認めた（最高裁第三小法廷平成4年9月22日判決・民集46巻6号571頁参照）。電気事業法39条2項1号の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、原子炉等規制法24条1項3号、4号の上記趣旨及び目的を参照すべきである。

以上によれば、原告らは、裁判所に対し、経済産業大臣が大飯3号機、4号機について定期検査終了証交付処分をしてはならない旨を命ずることを求めるにつき、法律上の利益を有する。

第5 定期検査終了証交付処分の違法性

1 安全設計審査指針類と技術基準の関係

(1) 原子力安全委員会が定めた発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針並びにその補完指針である、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査

指針」，「発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針」，「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」及び「放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方」(以下，補完指針も含めて「安全設計審査指針類」という。)は，原子力安全委員会が基本設計における要求事項を規定したものである。上記のとおり，技術基準は，詳細設計における要求事項を規定したものであるから，安全設計審査指針類は，技術基準の前提となるものであり，安全設計審査指針類が改定されれば，技術基準も当然改定されるべきものである。

ちなみに，経済産業省総合資源エネルギー調査会原子力安全保安部会，原子炉安全小委員会は，平成17年3月，技術基準の性能規定化に際しての体系的整備について中間とりまとめを発表したが，この中で，安全設計審査指針の要求内容の技術基準への反映について検討を行った(甲9)。そして，この検討を踏まえ，技術基準省令は，平成17年12月22日経済産業省令121号により改正された。更に，平成18年9月19日，従来の耐震設計審査指針が改定され，新たに「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」が定められたが，これに伴い，原子力安全・保安院長は，平成20年4月23日，「『発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針』(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)に照らした『発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令』第5条への適合性に関する審査要領(内規)」(平成20年4月21日原院第3号)を発出し，技術基準と新耐震設計審査指針との整合性を図った(甲10)。

このように，技術基準の内容は，常に安全審査指針類を前提とし，これと整合性を保つように維持されているのである。

2 安全設計審査指針類の誤り

福島第一原発事故(以下「本件事故」という。)は，原発の安全神話がいかに根拠のないものであったかを白日の下に曝した。基本設計の要求事項を定めた安全設計審査指針類の誤りも明らかになり，もはや，市民は，同指針が規範

的効力を有しているとは認識していない。誤りが明らかになっているのは、少なくとも次の事項である。

(1) 指針 27

指針 27 は、「原子炉施設は、短時間の全交流電源喪失に対して、原子炉を安全に停止し、かつ、停止後の冷却を確保できる設計であること。」と定めている。そして、その解説では、「長期間にわたる全交流電源喪失は、送電線の復旧又は非常用交流電源設備の修復が期待できるので考慮する必要はない。非常用交流電源設備の信頼度が系統構成又は運用により、十分高い場合においては、設計上全交流電源喪失を想定しなくてもよい。」とされていた。しかし、本件事故においては、10日以上にもわたって全交流電源が喪失したのであり、指針 27 が誤っていたことは明らかである。

(2) 単一故障の考え方

① 我が国の原子力発電所の安全設計では、事故発生防止の努力にもかかわらず、ある程度の事故は発生するものとして、個々の起因事象が発生した時に、これに対処するための系のうち、想定しうる程度の機器の使用不能状態を仮定しても、公衆に放射線被ばくの過大なリスクを与えないことを目標として設計がなされているところ、「機器の使用不能の仮定」として「系ごとの単一故障」を採用した。これが「単一故障の考え方」である。すなわち、地震、津波等の起因事象が発生した時に、系ごとに単一の機器の故障は想定するが、複数の機器の故障は想定しなくてもよいとするものである。

この考え方は、安全設計審査指針において貫かれており、同指針 9 「信頼性に関する設計上の考慮」の 3 項、指針 24 「残留熱を除去する系統」の 2 項、指針 25 「非常用炉心冷却系」の 2 項、指針 26 「最終的な熱の逃がし場への熱を輸送する系統」の 2 項、指針 32 「原子炉格納容器熱除去系」の 2 項、指針 33 「格納施設雰囲気を制御する系統」の 3 項、指針 34 「安全保護系の多重性」等に現れている。斑目春樹原子力安全委員会

委員長が、浜岡原発訴訟の証人尋問において、「非常用ディーゼル発電機の2台同時故障は想定しなくてもよい、割り切らなければ設計ができない。」と証言したのは、この考え方に基づくものである。

② しかし、本件事故では、13台あった非常用ディーゼル発電機のうち12台が起動しなかった。一つの系に複数の安全設備を設けていても、原発が地震や津波に襲われた時は、どの安全設備も同じ試練にさらされるのであるから、同時故障があり得るのは見やすい道理であり、単一故障の考え方方が誤りであることも明らかである。

(3) 耐震設計審査指針

① 本件事故においては、津波が大きな原因になった。耐震設計審査指針においては、津波は、地震随伴事象として扱われ、「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと」と定められたのみで、具体的な津波対策は、各事業者に丸投げされていた。そして、東京電力は、貞観津波程度の津波に備えるべきだと識者の意見を無視し、何らの対策を取らず、本件事故を招いたのである。そうすると、この点において、耐震設計審査指針の改定は不可避である。

② 東北地方太平洋沖地震によって、福島第一原発2, 3, 5号機で、基準地震動 Ss を超える地震動を記録した（甲11）。基準地震動 Ss は、耐震設計審査指針によれば、「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがあると想定することが適切なもの」と位置付けられているから、現実の地震動がこれを超えたということは、耐震設計審査指針における基準地震動の算出方法が合理性を欠いていることを示している。よって、この点からも、耐震設計審査指針の改定は不可避である。

③ 本件事故の原因は、未だ明らかになっていない。しかし、その原因は津波だけではない。次のとおり、津波が福島第一原発に到達する前に、地震

の揺れによって、各原子炉の配管等に損傷が生じた蓋然性がある。そうすると、その点からも、耐震設計審査指針の改定は不可避である。

ア 1号機の復水器（I C）

a 1号機では、平成23年3月11日14時46分の地震発生後、早くも17時50分に原子炉建屋内の放射線レベルが上昇し、I C関係の作業員が撤収せざるを得なくなつた。ホワイトボードには、「シュー シュー」音が聞こえているとの記載が残されていた。その時点で、I C関係の配管から放射能漏れが起こっていたと考えるのが合理的である。東電や原子力安全・保安院は、原子炉圧力容器の早期破損によって放射能を含む炉内蒸気が格納容器内に流れ込んだというシナリオをたてているが、これでは、上記放射線レベル上昇の事実を説明することはできない。アメリカの総合情報サービス会社であるブルームバーグは、津波到達前である3月11日午後3時29分に1号機から1.5km離れたモニタリングポストで高いレベルの放射線量を知らせる警報が鳴った事実を伝えている。このことも、東電や原子力安全・保安院のシナリオでは、到底説明ができない。（甲12、甲13）

b なお、政府の事故調査検証委員会が2011年11月26日発表した中間報告では、「I Cの機能を損なう配管破断はなかった」としているが、これは、中間報告に過ぎない上、その判断に至る具体的な説明がなく、aで指摘した疑問点を解消できるものではない。

イ 1号機の再循環系配管

1号機は、地震から約12時間が経過した平成23年3月12日午前3時ころにおいて、原子炉圧力が約8気圧（運転時の圧力は約70気圧）にまで下降し、格納容器の圧力は、大気圧を差し引いたゲージ圧で約7.4気圧（通常は1気圧、設計圧力は約4気圧）まで上昇していた。また、原子炉水位は、地震発生の約6時間半後の3月11日午後9時15分には、燃料棒頭頂部から45センチにまで低下していた（通常は、頭頂部

から 5 m 上まで水がある。)。これらの事象が生じたメカニズムは、地震の揺れによって、再循環系の配管が破損し、冷却材が大量かつ継続的に噴出し、その結果、原子炉内の圧力と水位が低下するとともに、格納容器の圧力がどんどんと上昇したと考えるのが合理的である(甲 1 4)。なお、原子力安全・保安院も、平成 23 年 1 月 6 日、地震の揺れで 1 号機の原子炉系配管に亀裂が入った可能性があることを認めている(甲 1 5)。

ウ 2 号機の圧力抑制プール

2 号機では、平成 23 年 3 月 14 日午後 9 時 18 分、原子炉圧力容器から蒸気を圧力抑制プールに逃がす作業をしていた。すると、同日午後 9 時 30 分すぎ、原発敷地境界の放射線量が急上昇した。この事実は、上記作業前に、2 号機圧力抑制プールに損傷があった可能性を窺わせる。

(甲 1 6)

エ 3 号機の高圧注水系

a 東京電力の 5 月 23 日付報告書「東北地方太平洋沖地震発生当時の福島第一原子力発電所運転記録及び事故記録の分析と影響評価について」(甲 1 7)によれば、3 号機では最初に起動した炉心冷却のための原子炉隔離時冷却系(R C I C)がなぜか停止した直後に、高圧注入系(H P C I)が起動している。そのとたんに、原子炉圧力容器内の圧力が約 60 気圧も一挙に低下し、しばらくして高圧注入系が停止されると炉内圧力はすぐに回復している。この事象について、東京電力の解析では、H P C I 系統に蒸気漏れがあると仮定して解析すると実測とよく合う結果が得られている(甲 1 7 別紙-1-54, 図 3. 3. 1. 10)。

b このことから、H P C I 系統(炉内の蒸気をタービンを経て格納容器内の圧力抑制室(サプレッションチェンバー)に導く系統)は、起動前にすでに地震動によって破損していたと考える他はない。日本政府

の IAEAへの報告書（甲18）は、「HPCI系統からの蒸気流出の可能性がある」と記載して（IV-64），その可能性を認めている。

3 安全設計審査指針類の規範性の喪失

本件事故の後，国民の間で，安全設計審査指針類に多くの誤りがあることが普遍的認識となつた。それのみならず，次のとおり，原子力安全委員会委員長，内閣総理大臣，経済産業大臣等，責任ある立場の政府関係者がそろって安全設計審査指針類の改定の必要があることを認めている。そうすると，現行の安全設計審査指針類が我が国内において，もはや規範的意味を有しないことは明らかである。

(1) 斑目春樹原子力安全委員会委員長

ア 同委員長は，2011年3月22日の予算委員会で，福島みづほ議員の質問に対し，「割り切り方が正しくなかった。反省している。」と答弁した（甲19）。これは，单一故障の考え方を見直す必要があることを述べたものである。

イ 同委員長は，2011年5月19日，指針27が明らかに間違いであったことを認め，安全設計審査指針類の改定作業を行うことを明らかにした（甲20）。そして，同年6月23日，原子力安全委員会は，安全設計審査指針類の見直し作業を開始した（甲21）

イ 同委員長は，平成24年2月15日の国会原発事故調査委員会で，「安全委員会の指針類にいろんな瑕疵があった。」「津波に対して十分な記載がなかったとか，あるいは全交流電源喪失ということについては，解説の中に，長時間のそういうものは考えなくてもいいとまで書くなど，明らかな誤りがあった。」「（多重防護についても十分には）配慮されていません。」「国際的にどんどん安全基準を高めるという動きがあるところ，なぜ日本ではそれはしなくてもいいかという言いわけばかりをやっていて，真面目に対応していなかつた。」「シビアアクシデントを考えていなかつ

たというのは大変な間違いだった。」「30年前の技術か何かで安全審査が行われている。」等と述べた。（甲22）

(2) 管直人内閣総理大臣（当時）

同大臣は、平成23年6月17日の参議院復興特別委員会において、「最終的には安全指針や基準というものが、検証の結果変えられていくということになろうかと思います。」と述べた。（甲23）

(3) 海江田万里経済産業大臣（当時）

同大臣は、平成23年6月17日の参議院復興特別委員会において、「新たな基準を作ると。経産省は発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令というのがございますが、これをやっぱり直さなければいけないと思っております。」と述べた。（甲23）

4 技術基準の失効

原発の詳細設計における要求事項を規定した技術基準は、基本設計における要求事項を規定した安全設計審査指針類を前提に作られている。安全設計審査指針類が、指針27、单一故障の考え方、耐震設計審査指針等、その骨格となる重要な点において誤りがあることが明らかになった以上、これを前提とする技術基準は、電気事業法39条2項2号が定める技術基準の要件、すなわち、「事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないよう定められなければならない。」を満たしていないことが明らかである。

上位法令である法律に違反する省令は、効力をもたない。よって、技術基準は、無効である。

5 定期検査終了証交付処分の違法性

技術基準が効力をもたないのだから、経済産業大臣としては、現在、定期検査の終了を判断する法的基準が存在しない状態にある。本件事故を踏まえて安全設計審査指針類及び技術基準が改定されるまでは、定期検査の終了を判断する法的基準が存在しない状態が続くから、経済産業大臣が、この間、定期検査

が終了したとして関西電力に対し、定期検査終了証交付処分をするのは違法である。

第6 重大な損害

1 阪神大震災後、我が国は地震の活動期に入ったと言われている。現実に1990年代の後半から全国各地で大地震が頻発するようになり、東北地方太平洋沖地震に至った。この間、各地の原発も大地震に襲われ、宮城県沖地震では女川原発が、能登半島地震では志賀原発が、中越沖地震では柏崎刈羽原発がそれぞれ基準地震動を超える地震動に襲われたが、幸運にも過酷事故の発生は免れてきた。これを自然からの警告として受け止めて我が国の原発政策全般を見直すべきであったが、政府、電力会社は、これを軽視し、改めることがなかったため、本件事故を招いたのである。そして、東北地方太平洋沖地震によって、日本列島は、いわばタガがはずれた状態にあり、今後は、今まで以上に大地震が起こることが予想されている。

若狭地方には、多くの活断層がある。そして、近年、その周辺地域（鳥取県、丹後半島、岐阜県、福井県嶺北地方）では大地震が起こっているのに、若狭地方では大地震が起こっていない。次の大地震は、地震の空白地帯で起こるというのは、地震学の常識である。石橋克彦神戸大学名誉教授は、平成23年5月23日に開催された参議院公聴会において、浜岡原発（静岡県御前崎市）の次にリスクの高い原発がどの原発かとの質問に対し、「若狭一帯」の原発と答えた（甲24）。

とりわけ、大飯原発の近くには、FO-A断層、FO-B断層、熊川断層等の大断層があり、関西電力は、FO-A断層とFO-B断層が連動する可能性は想定しているが、これらと熊川断層が連動する可能性は想定していない。しかし、これが連動する可能性があり、その場合、関西電力が大飯原発の基準地震動Ssとしている700ガルを大幅に超える地震動が大飯原発を襲う可能性がある。石橋克彦神戸大名誉教授は、その場合、大飯原発を襲う地震動は、1

260ガルに達するであろうと述べている（甲25）。想定地震動を大幅に超える地震動に襲われた時、原発が過酷事故を起こさないと考える根拠はない。

なお、関西電力が大飯3号機、4号機のストレステストの結果、耐えられたとした地震動は1260ガルであったが、具体的なプラント状況を踏まえることなく、コンピュータ上のシミュレーションをしたに過ぎないストレステストの結果に信を置くことはできない。ストレステスト意見聴取会委員は、原子力安全・保安院が関西電力の一次評価を妥当としたことに強く抗議している。（甲26）

2 関西電力は、大飯原発で1.86mの津波しか想定していない。その理由は、過去、若狭湾に大津波が押し寄せた記録はなく、今後もその危険がないということにある。しかし、西暦1586年の天正大地震の際、若狭湾沿岸に大津波が押し寄せたことは当時の文献（吉田神社（京都市左京区）の宮司・吉田兼見による第1級の歴史資料「兼見卿記」とポルトガル人宣教師ルイス・フロイスの「日本史」等）が明らかにしている（甲27）。関西電力は、これらの文献の存在を知りながら、これを無視してきた。関西電力は、未だ、天正大地震の際の津波に対応できる対策をとっていない。

なお、被告は、その後ボーリング調査を実施し、その結果、上記大地震の際の津波の痕跡は発見できなかったとしているが、平成23年12月27日に都内で開かれた原子力安全・保安院主催の意見聴取会、平成24年1月10日に原子力安全・保安院審議会委員によって同志社大学田辺キャンパスで行われた意見聴取会では、関西電力の結論は性急すぎるという意見が相次いだ（甲28、29）から、上記ボーリング調査の結果だけで、天正大地震の際に大津波が若狭湾沿岸に押し寄せた事実を否定することはできない。

3 関西電力は、本件事故後、経済産業大臣の指示により緊急安全対策を実施した。しかし、これは、津波の影響を受けないために高台に消火ホースや電源車を移したり、建屋扉に浸水防止措置をとるといった程度の応急措置にすぎない（甲30）。しかし、大地震によって地盤が変形し、あるいは斜面が崩壊すれば、

消防ホースや電源車の運搬は不可能である。また、津波は、水だけではなく、船舶等の大型の重量物をも押し流してくるから、このような重量物が扉に衝突すれば、扉が変形し、浸水防止措置は役に立たないであろう。

また、原子力安全・保安院は、関西電力がした日本版ストレステストの一次評価を妥当であるとしたが、関西電力は、本来の設備については本件事故前から何ら改善をしておらず、消防車や電源車等の外部仮設設備を設定しただけであり、これが緊急時に想定通りの役割を果たすか否かについては上記のとおり、大きな疑問があるのであるから、日本版ストレステストの一次評価が妥当であるとされたからといって、過酷事故の恐れが減じた等ということは到底できない。

4 以上のように、大飯3号機、4号機が現在の状態で再稼働した場合、これらが大地震に襲われ、過酷事故が発生し、原告らが取り返しのつかない重大な損害を被る恐れがある。そして、損害を受けるのは、原告らだけではない。膨大な数の周辺住民が生命、身体、健康を脅かされ、大気が、大地が、琵琶湖が汚染され、広大な土地を放棄せざるを得なくなる。福島第一原発事故の収束すらできておらず（政府の収束宣言は、まやかしでしかない。）、今後大きな余震が来れば、再び福島第一原発でどのような大災害が発生するか判らない状況であるのに、若狭での過酷事故が重なれば、我が国は、もはや立ち直れないほどのダメージを受けるであろう。

第7 結論

以上のとおり、大飯3号機、4号機について定期検査終了証交付処分がなされることにより、原告らに重大な損害が生ずるおそれがあり、その損害を避けるためには、他に適当な方法がない。よって、原告らは、行政事件訴訟法38条1項、12条4項により、原告らの普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所である御府に對し、本件訴えを提起した。

自然は冷徹である。一度起こったことは、二度、三度起こる可能性がある。そ

して、起こる可能性があることは、明日起こるかもしれない。報道によれば、東京電力が原子力安全・保安院に対し、「福島第一原発に 10 メートルを超える津波が押し寄せる可能性がある」との試算結果を報告したのは、本件事故の 4 日前であったが、原子力安全・保安院は、何らの対策を取らなかったとのことである（甲 3-1）。原子力安全・保安院の担当者は、危険があるとしても、その津波が明日起きることはないと安易に考えたのであろう。自然は人間の甘えを許さない。この轍を二度と踏んではならないのである。

証 拠 方 法

甲 1 号証～31 号証 標目等は、別紙証拠説明書のとおり

添 付 書 類

- | | |
|----------|-------|
| 1 甲号証の写し | 各 1 通 |
| 2 委任状 | 80 通 |